

天理市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第36号

天理市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市子ども医療費助成条例（昭和48年10月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「15歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「就学児」を「就学児等」に改める。

第2条中「被扶養者」を「被保険者若しくは被扶養者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、医療費の助成要件に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4条第1項中「就学児」を「就学児等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市子ども医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例の規定による医療費の助成の対象となることを示す証明書（以下「証明書」という。）の交付申請その他の証明書の交付に関して必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

4 前項の規定により証明書の交付を受けた者は、施行日において新条例第4条第1項の証明書の交付を受けたものとみなす。